

新型コロナウイルスに関する注意喚起(その 24):
NZトランジット不可/NZビザ延長措置等

令和 2 年 3 月 26 日
在オークランド日本国総領事館

今般, NZ政府より, 以下のとおり通知・発表がありました。

1 本26日よりNZでのトランジット不可

NZ政府より, 「26日午前2時をもって, 一般外国人のNZでの国際線トランジットを禁止する」との通知がありました(詳細以下)。従って, 太平洋島嶼国などからオークランド経由で日本への帰国を検討していた方は, オークランドでのトランジットはできなくなりましたので, ご注意ください。

<https://www.immigration.govt.nz/about-us/covid-19/coronavirus-update-inz-response>

2 空港来訪は航空券所持者のみ

NZ政府は, パスポート及び最終目的地までの有効な国際便航空券を所持している者に限り, 国際空港へ行くよう要請しています。航空券を持っていない方が, 帰国便の航空券を予約・購入するために直接空港カウンターを訪れても, 対応出来ないとのこと。航空券の購入や帰国ルートを選定については, 旅行代理店等へご相談ください。

3 NZからの出国について

NZ政府は, 14日間の自己隔離期間が経過していない外国人であっても, 新型コロナウイルス感染検査の結果が陽性(positive)あるいは保留中(pending)でない限り, NZから出国出来るとしています(ただし, 感染者の濃厚接触者ではないこと, 航空会社や目的地の国が搭乗を認めていることが条件)。

4 ビザの延長措置

NZから出国出来なくなっているビザ所持者(Holders of a work, student, or visitor visa)で, 2020年4月1日までにビザの有効期限が切れる場合は, オンラインで新たなビザを申請する必要があります。この場合には, 新規ビザが発行されるまでの間, 暫定的なビザが自動的に発行されます。

また, 2020年4月2日から7月9日までの間に有効期限が切れるビザ所持者(Holders of a work, student, visitor, limited or interim visa)で, 4月2日にNZに滞在している者は, 有効期限が9月25日まで自動的に延長され, 全てのビザ所持者に対し, 延長確認のメールが送信されるとのことです。

〈NZ移民局のウェブサイト〉

<https://www.immigration.govt.nz/about-us/covid-19/coronavirus-update-inz-response>

* 新型コロナウイルスに関する状況は刻一刻と変化しておりますので、最新情報は在ニュージーランド日本国大使館の Facebook(以下)もご確認ください(細かな情報は、当館からの領事メールではなく、大使館の Facebook のみの掲載とすることもあります。)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ>

* 当館 HP(日本語)には、過去に発出したお知らせを掲載していますほか、当館 HP(英語)にも関連情報を掲載していますのでご覧下さい。また、在ニュージーランド日本国大使館の新型コロナウイルス関連ページに、関連リンク等を掲載しています。最新情報については、大使館のフェイスブックも合わせてご確認ください。

<在オークランド日本国総領事館>

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html (日本語)

https://www.auckland.nz.emb-japan.go.jp/itpr_en/visa.html (英語)

<在ニュージーランド日本国大使館>

https://www.nz.emb-japan.go.jp/visiting_japan/corona_vrs_j.html (日本語)

https://www.nz.emb-japan.go.jp/visiting_japan/corona_vrs.html (英語)

<https://www.facebook.com/JICC.NZ> (フェイスブック)